

間もなく申告の時期

平成16年分所得税・
消費税などの確定申告

平成16年分所得税、消費税、地方消費税（個人事業者）の税務署での相談および申告書の受付は次のとおりです。

税務署は、3月10日頃から混雑が予想されま
す。ご相談の方はお早めにご来署ください。

【所得税】 2月16日 ~ 3月15日

【消費税および地方消費税】

2月16日 ~ 3月31日

お問い合わせは、南国税務署（ 8 6 3 - 3 2 1 5 ）まで

・・・・・・・・・・・・・・・・市・県民税の申告期間・・・・・・・・・・・・・・・・

申告期間中は大変混雑が予想され、お待たせ
する場合があります。ご了承ください。

なお、所得税の確定申告を済まされた方は、
市・県民税の申告は必要ありません。

申告は正しくお早めに

贈与税の申告と納税

平成16年1月1日から平成16年12月31日の1
年間に、個人からもらった財産の価格が110万
円を越えると、贈与税がかかります。

平成16年分の贈与税の申告と納税は3月15日
までです。

なお、贈与により取得した財産について、相
続時精算課税制度の適用を受ける場合にも、贈
与税の申告が必要となります。

申告期間

2月16日 ~ 3月15日

お問い合わせは

税務課市民税係（ 8 8 0 - 6 5 5 3 ）まで



知って得する国民年金

保険料は所得から控除されます

国民年金の保険料は、民間の生命保険や個人
年金と違い、全額が社会保険料控除の対象とな
り所得から控除されます。控除が受けられるの
は、平成16年1月から12月までの間に納めた保
険料で、本人はもちろん家族の分として納めた
保険料も対象になります。また、過去の未納期
間や免除期間を納めた保険料も平成16年中に納
めたものは対象となりますので、確定申告の際
には忘れず申告してください。申告書提出の際
に、支払った保険料額を確認するため領収書は
大切に保管しましょう。

国民年金保険料は、国（社会保険庁）が直接
収納していますので、市で「納付証明書」は
発行できません。領収書をなくされたなどで
納付証明書が必要な場合は、南国社会保険事
務所で「納付確認書」の発行申請を行って
ください。

* 「納付確認書」は無料で交付されます。

* 代理の方が請求する場合は委任状が必要です。
なお、2月には社会保険庁より「国民年金保
険料の納付額のお知らせ」（平成16年中の納
付額）が送付されます。

国民年金基金の掛金も全額所得控除の対象と
なりますので、申告してください。

国民年金保険料の納付期限は、翌月
の末日です。忘れず納めましょう。

保険料は便利で確実な口座振替を！

保険料を毎月納付書で金融機関等へ納めに行
くのは大変です。また、ついっかり納め忘れ
があると老齢基礎年金や、もしものときの障害
基礎年金・遺族基礎年金が受けられなくなる場
合があります。そんな手間や心配を「口座振替」
が解消します。

申込方法は、通帳と取引印鑑・基礎年金番号
の分かるもの（年金手帳・納付書）を金融機関
や郵便局などに持参のうえ、手続きをして
ください。口座振替は解約の手続きをしない限り
継続されますので、更新などの必要はありません。
* 6カ月・1年前納も口座振替が利用できます。
* 引き落としの開始月は、後日八ガキで通知が
ありますのでご確認ください。

お問い合わせは

市民課年金係（ 8 8 0 - 6 5 5 5 ）

南国社会保険事務所（ 8 6 4 - 1 1 1 1 ）

市民からの便り

広報は親子クイズを最初に見ます。種々のお知らせが載っていて助かります。

ごみ出しは定められた日に!

*お住まいの地区・小部落のごみステーションに出してください。



★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
2/1	火	片山、里改田
2	水	浜改田
3	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
4	金	立田
5	土	田村
7	月	十市(南部)
8	火	稲生
9	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
10	木	稲吉、西窪、新川
11	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
12	土	篠原、明見
14	月	下唎内、物部、開田
15	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
16	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
17	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
18	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区(たちばな団地・小籠団地を含む)
19	土	祈年、東崎(東部・西部)、駅前町
21	月	野田(西野田町1丁目を除く)
22	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
23	水	常通寺島、中島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
24	木	久礼田、植田
25	金	奈路、瓶岩、領石、植野
26	土	十市(北部)、緑ヶ丘
28	月	国分、比江、左右山、岩村
3/1	火	片山、里改田
2	水	浜改田
3	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
4	金	立田
5	土	田村



★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
2/1	火	領石、植野、久礼田、植田
2	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
3	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
4	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
5	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
7	月	片山、里改田、浜改田
8	火	東崎(東部・西部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
9	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠団地
10	木	立田、田村
11	金	後免町、野田
12	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
14	月	十市(南部)
15	火	領石、植野、久礼田、植田
16	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
17	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
18	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
19	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
21	月	片山、里改田、浜改田
22	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
23	水	稲生
24	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
25	金	奈路、瓶岩、白木谷、八京
26	土	国分、比江、左右山、北小籠
28	月	下唎内、物部、開田
3/1	火	領石、植野、久礼田、植田
2	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
3	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
4	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
5	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)



*黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
2月7日・21日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町
2月1日・15日 (第1・3火曜日)	下島、田村(八ヶ岳南)浜改田、久枝、前浜、物部(下唎内を除く)、野田、後免町、吉本小児科前
2月2日・16日 (第1・3水曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
2月14日・28日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
2月8日・22日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(八ヶ岳北)岩村、下唎内
2月9日・23日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
3月1日・15日 (第1・3火曜日)	下島、田村(八ヶ岳南)浜改田、久枝、前浜、物部(下唎内を除く)、野田、後免町、吉本小児科前

★ダンボールの収集

と き	地 区
2月3日・17日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町
2月4日・18日 (第1・3金曜日)	下島、田村(八ヶ岳南)浜改田、久枝、前浜、物部(下唎内を除く)、野田、後免町、吉本小児科前
2月5日・19日 (第1・3土曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
2月10日・24日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
2月11日・25日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(八ヶ岳北)岩村、下唎内
2月12日・26日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅
3月3日・17日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、朝日町(吉本小児科前を除く)、榎田町